

税務統計から見た 法人企業の実態

国税庁はこのほど、第60回目となる平成21年度分（21年4月～22年3月決算）「税務統計から見た法人企業の実態」を公表しました。

黒字申告割合等について気になるところですので、今回は、この事績内容等をチェックしてみます。

□法人数の状況

平成21年度分の法人数は261万7千社で、このうち連結親法人は820社、連結子法人は6,355社となっています。資本金階級別の構成比を見ると、資本金1,000万円未満の階級（60.0%）と資本金1,000万円以上1億円以下の階級（38.9%）が全体の98.9%を占めています。

□法人税の申告状況

① 欠損法人割合

前回に続き欠損法人割合が過去最悪を更新し

たことが分かりました。初めて70%突破した前年度を1.3%上回る72.8%でした。

② 交際費等

景気悪化を反映して交際費支出額が3兆円を割り、貸倒引当金の利用率が2割を超える一方で、寄附金は1割増の5,467億円となっています。交際費等支出額は、ピーク時の6兆円台と比べると半分にも届かない2兆9,979億円となっています。さらに注目すべきは、損金不算入割合が前年度から10%下げて39.5%になったことです。つまり、21年度に制度の拡充がされても、支出額が減少したことで損金不算入割合が下がるという皮肉な結果になりました。

③ 役員給与の損金不算入額

役員給与の損金不算入額で注目すべきは、廃止されたとはいっても最後の申告となった業務主宰役員給与の平均支給額の様子です。法人数ではなく事業年度数での集計ですが、1億円以下の中小企業で平均1,879万円の支給額となり、そのうち利益計上法人でみると平均支給額は1,941万円となっています。

ナマの税務相談室

Q 今は日本国籍を持たず、常に外国に住む友人（以下甲という）のことですが、実は日本に住んでいた甲さんの母（以下乙とい

う）が2月に死亡し、相続手続きや財産処分に伴う税金の問題で悩んでいるという電話がありました。

A 外国に住んでいてお母さんの訃報はとても悲しいことですが、遺産がそれなりにありますと相続の事務手続きといい、また、不動産を処分されると税金の面でも何かと大変なことですね。

甲さんは相続の時点では日本に住所がないので相続税法では制限納税義務者といって、乙さんの遺産を相続されるうち日本国内の財産のみが相続税の課税対象です。

Q そのほか乙さんが所有し、かつ、住んでいた居住用住宅の売却にかかる税金については何か特別の規定がありますか。

非居住者と 国内源泉所得

A その不動産の売却に伴う所得ですが、所得税法は、国内に住所がある場合は居住者、国外に住所がある人は非居住者とい

った区分をしていまして、税法は若干違った取扱いをしております。

租税条約締結国の場合には個別に課税される所得の範囲がありますが、一般的には、非居住者が国内にある土地もしくは土地の上に存する権利または建物、構築物等を譲渡した場合はその譲渡による対価は国内源泉所得とされ源泉徴収の対象となります。ただし、その譲渡対価が1億円以下であり、かつ、譲受人がその土地等を居住の用に供する場合の対価は源泉徴収の対象から除かれます。また、不動産を譲渡したことによる所得は譲渡所得として分離課税の対象となります。確定申告を行い所得税を支払いますが、源泉徴収された税額はここで清算します。

[参考] 所令281条の3

ナマの税務相談室